

令和2年4月1日以後開始事業年度分		※ 処理 事項	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
		法人番号	事業 年度	令和 令和	年 年	月 月
法人名						

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書(法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業)

## 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算				資本金等の額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	①	兆 十億 百万 千 円	資本金等の額 下表2⑤若しくは下表3⑥又は別表5の2の3⑯、 別表5の2の3⑩若しくは別表5の2の3⑪	⑫	兆 十億 百万 千 円	
	純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	②		当該事業年度の月数	⑬		月
	純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	③		$\frac{⑫ \times ⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円	
	収益配分額 ①+②+③	④		控除額計 別表5の2の3⑯、別表5の2の3⑩若しくは 別表5の2の3⑪又は別表5の2の4⑩	⑮		
単年度損益 第6号様式⑰又は別表5⑱		⑤		差引 ⑭-⑮	⑯		
付加価値額 ④+⑤		⑥		⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰		
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①/④		⑦	%	$\left[ \begin{array}{l} ⑰のうち1,000億円を超え \\ 5,000億円以下の金額 \end{array} \right] \times \frac{50}{100}$	⑱		
雇除額 ④× $\frac{70}{100}$		⑧	兆 十億 百万 千 円	$\left[ \begin{array}{l} ⑰のうち5,000億円を超え \\ 1兆円以下の金額 \end{array} \right] \times \frac{25}{100}$	⑲		
雇用安定計算 雇用安定控除額 ①-⑧		⑨		仮計 ⑰+⑱+⑲	⑳		
雇業者給与等支給増加額 別表5の6の2㉑		⑩		国内における所得等課税事業に係る 期末の従業員数	㉑		人
課税標準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩		⑪		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業員数	㉒		
				計 ⑰+⑱	㉓		
				課税標準となる資本金等の額 ⑳又は㉑×㉒/㉓若しくは㉑×㉒/㉓	㉔	兆 十億 百万 千 円	

## 2. 資本金等の額の明細

区 分	期首現在の金額 ㉕	当期中の減少額 ㉖	当期中の増加額 ㉗	差引期末現在の金額 ㉘ (㉕-㉖+㉗)
	兆 十億 百万 千 円			
資本金等の額 又は出資金の額	1			
資本金の額及び資本準備金 の額の合算額	2			
法人税の資本金等の額又は 連結個別資本金等の額	3			
期中に金額の増減が あった場合の理由等				